

公園愛護会に関連してよくあるご質問

Q1. 落ち葉や草取りをしたゴミはどうすればよいですか？

A1. 燃えるもの・燃えないものに分別して、なるべくゴミ袋に入れてください。
園内の邪魔にならない場所に集積したうえで、公園協会に連絡を頂ければ、後日回収に伺います。

Q2. ゴミは必ずゴミ袋に入れないとダメでしょうか？

A2. 大変な場合は、集積だけで大丈夫です。

Q3. ゴミ袋はどこで用意すればよいのでしょうか？

A3. 公園協会で透明なゴミ袋を常時配布しております。
市ボランティア袋を使用しても良いのですが、町内会等のゴミ集積所ではなく、公園内の邪魔にならない場所に集積してください。市ボランティア袋については、市民センターへ問い合わせください。

Q4. 花壇に植える花はどこかで貰えるのでしょうか？

A4. 町内会の花壇であれば「住みよいまちづくり推進協議会」で貰えます。
近くの市民センターへご相談ください。

Q5. 中木・低木等の剪定・刈込みはどこまでやるのでしょうか？

A5. 脚立などを使用すると転倒のおそれがありますので、地上からの無理のない範囲でお願いします。

Q6. 町内会が高齢化して活動が大変になってきている？

A6. できる範囲での活動で結構でございますので、引き続き愛護会活動にご理解とご協力をお願いします。

Q7. 子供会が数年後になくなる予定だが、その後はどうすればよいでしょうか？

A7. 愛護会は存続してほしいので、町内会等で引き継ぐ形をとってもらえるとありがたいです。

Q8. 公園内に除草剤を撒いてもよいのでしょうか？

A8. 愛護会での使用は、子供達の遊び場であるため原則禁止しております。

Q9. 清掃用具などは貰えないのでしょうか？

A9. 愛護会結成時と毎年度末に希望数等を調査し、希望団体にのみ懇談会の開催時期に合わせて配付しております。

Q10. 市では活動中の保険には加入しているのでしょうか？

A10. 活動中に参加者が第3者に損害を与えた場合の賠償責任保険と、活動している人がケガや死亡した場合の傷害保険に、公園協会が加入しております。
※補償内容の詳細や熱中症で倒れた場合などの補償対象とならない事例などは別紙「愛護活動中の保険について」をご確認ください。

Q11. 樹木の剪定や草刈り等の要望はすぐに対応して貰えるのでしょうか？

A11. 樹木の剪定は、なるべく草の伸びない冬の時期に行うようにしておりますが、早急に対応しないと危険な場合等は、すぐ対応いたします。
草刈りは、要望が一時に集中するので、ある程度お時間を頂いております。

Q12. 犬フンやボール遊びで困っているので看板を設置して貰えないのでしょうか？

A12. 迷惑行為の現状等にあった看板の設置をしております。

Q13. 月1回以上の作業を必ずやらなければならないのか？

A13. 公園の美化及び保全に関する活動を月1回以上、お願いしております。
公園の見回りやゴミ拾いでも結構でございますので、ご協力をお願いします。

Q14. 公園に新しい遊具や外灯を設置して貰えないのでしょうか？

A14. 公園ごとに利用状況等が違うので市公園緑地課にご相談ください。
水戸市公園緑地課 TEL029-232-9214(直通)

Q15. 遊具の数等の設置基準はあるのでしょうか？

A15. 児童遊園については、開発行為の面積に応じて指導要領があります。遊具の設置数等が決まっている為、新しい遊具の設置は難しいです。